

こちら特



お上相手の裁判では上から従順だとみる。上ばかりが極端になると、民の側の見えている。これが「ヒラメ」の名の由来だ。

昨年一年を振り返って 生田は昨年来、著書も、大阪府内の住民が原告の住民基本台帳ネットワーク差止め訴訟は三月、最高裁で逆転敗訴。聖域に扱われがちな裁判一審で無罪だった立川反所だが、生田が描く裁判戦ヒラメ事件も四月、最高官たちの境遇は上司の顔裁で有罪が確定した。住行政訴訟に限ると、住民側の勝率は約15%とされる。無力感が漂う。その間五十一万件もある行政訴訟が、日本ではわずか二十万件にとどまる。

「元凶はヒラメ裁判官 自主的にゴマすりにならなければならない」と話す。高松市の弁護士 具体的にとりなっているのか。まず、報酬。一裁判官は憲法で一人一般に裁判官の報酬は等級人が独立性を保障されている。でも、生田は大半は定期昇給するが、お上の裁判官が上昇志向から二十一年目から選別最高裁に統制され、お上

行政寄り判決の舞台裏

③ 元裁判官の内部告発、— 弁護士・生田暉雄さん(67)



「市民が司法を文民統制するべき」と語る生田暉雄弁護士(高松市で)

いくた・てるお 弁護士。1970年に裁判官に任官し、大阪高裁判事などを務め、92年に退官した。裁判による主権の回復を訴え、愛媛、栃木、横浜、杉並(東京)の「教科書裁判」で原告代理人を務める。41年、神戸市生まれ。

裁判官の報酬

役職	月額(円)
最高裁判所長官	207万1000
最高裁判所判事	151万2000
東京高等裁判所長官	144万8000
その他の高等裁判所長官	134万1000
判事	
1号	121万1000
2号	106万6000
3号	99万4000
4号	84万3000
5号	72万8000
6号	65万4000
7号	59万2000
8号	53万3000

報酬、人事で従順化

同期でも、その後十年す。だから、若いうちから二号まで上がる人もいらないと指摘する。もし、その差は年額約一千万円。退職金や恩給人たちもいる。一九七三まで含めれば、総額で億単位の差になる。人事もこの三十年で大断した福島重雄(も)も都市中心の優等生と地方の一人だ。だが、彼は回り組に分けられるようになったという。それはの家族で過した。都市手当の有無で報酬に法曹界の改革を訴えるも反映される。裁判所では刑事、民事裁判官の勉強会「裁判官とも三人ほどで一つの部懇話会」の会員も「最高長」が部下を評価し、部生田は語る。人事での長は所長が評価する。不遇、がそれを示す。の所長の人事考課は最高「裁判官同士の話題は裁が担う。裁判長は所長第一に人事。次に健康。の意向に配慮した判決をそして担当事件。政治の考え、所長は最高裁の意話は、法度で、家庭の話をも出したがらない。自分三号でない裁判官にの価値観や思想、弱みははなれない。生田は「通見せず当たり障りのない常、誰でも裁判長を目指話に終始しがた」

日本の裁判官 裁判官は最高裁が指名し、内閣が任命する。2008年度の定員は3491人。その身分は憲法で「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」(76条3項)、「裁判官は(中略)公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない」(78条)と保護されている。

### ちろ特報部

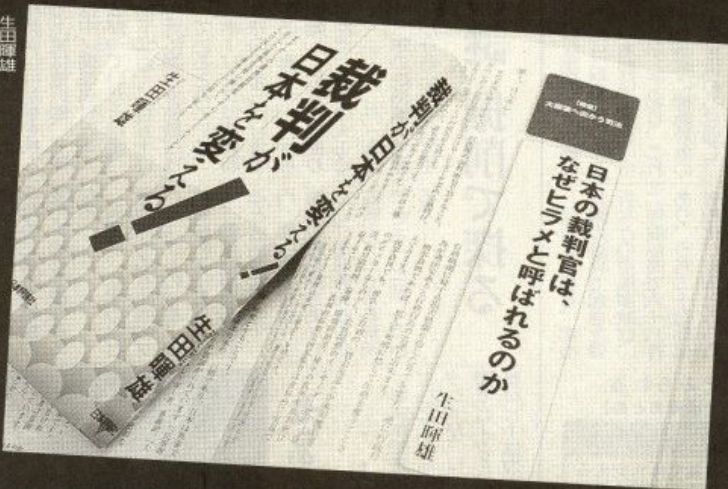
# 元凶ヒラメ判事

報酬や人事以外にもヒラメ化を促す仕組みがある。と、重い。だから、少し。「裁判官会同」がその調への瑕疵も見過ぎの一例だ。全国の裁判官、ないよつじにしたいと思っが難しい課題について議。結果、無罪判決が多論するが、最高裁判部が。ただ、上級審で「参考意見」を不す。そ。覆ったことはない。

「判検交流」もそう。判事時代の熱が、現在も毎年、二十人ほどの裁判官が法務省に派遣され、行政訴訟で国側代理人の「訟務検事」を務める。経験者は裁判所復帰後、昇進で優遇され、行政審の判決を下しがた。だ。たしかに現状は問題。生田は市役所勤めをし、建前を無視しきれないと、ながら司法試験の勉強を。大阪高裁判事など二十二年間で八カ所の任地を回り、最後は高松家裁上席で報酬は二、三。それはヒラメ退治でも病気で倒れた妻の看護のため。退官した。

検事や弁護士ではない。判事を選んだのは、子ども時分に病弱で人とかかわるのが苦手だった。判事は一人でできると思つたから。ただ、仕事の扱取り消しを求め訴訟。原告の先置にも思われた。

## 「閉塞打破へ司法の文民統制を」



生田雄雄  
弁護士の著書「裁判が日本を  
変える」(日本評論社)と雑誌「インパクション」に掲載  
された「市民の論文」日本の裁判官は、なぜヒラメと呼ばれるのか

一部は市民で、裁判の素の作業まで手伝うという人だ。一任された方が楽う。「でも家計は火のだが、生田はあえて行政車」と生田は苦笑する。訴訟法の学習から始まる指南役を買って出た。

その結果、この裁判は「誤魔化し」原告らが裁判官を「さん」付けて呼ぶ異例の市民主役の裁判になった。の司法。生田の夢はくしさらに原告らは裁判長くも五月から始まる裁判が公判で言わなかつた員制度を宣伝する最高台詞が公判調書に記され裁の文句と重なる。だたど問題視。別に国家賠償が、生田は「裁判員制度償請求訴訟を起した。は現在のヒラメによる裁判を「違法でも裁判官の言葉が書き換えられるのは日常茶飯事。こんにすぎない」と批判すな追及をすると裁判所に。生田は現在、一昨年に嫌われ、自分の扱う他の事件に響きかねない。だ発覚した最高裁による裁判員制度導入のための見えて見ぬふりをしがち。「やらせタウンミーティング」を撃つ訴訟を準備中だという。これもヒラメ退治の闘いの一つだ。(田原牧、敬称略)

**デスマスモ**  
長沼ナイス訴訟の福島重雄元判事は、昨年五月に本欄にも登場していた。あの判決以後、裁判長として判決文を書くことは一度もなかったそうだが、信念は揺るがない。「武力なしで努力することこそ、最初から憲法を改正しようとするのは憲法に失礼だ」と言う。「言葉に気持の片りんを見た。(念)